

おおさか優良緑化賞の選考基準について

1 選考の考え方

市町村を通じて応募のあった施設について、大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び「おおさか優良緑化賞」実施要綱の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において選考を行い、その結果に基づき大阪府が受賞者を決定するものとする。

2 選考基準

- ①条例の基準を大幅に超える緑化が行われているもの
- ②建築物や周辺環境と調和した緑化が行われているもの
- ③スペースを有効利用しているもの
- ④敷地外部への貢献度の高いもの
- ⑤新技术を積極的に採用しているもの
- ⑥適切に維持管理されているもの
- ⑦その他、この賞の目的に沿ったもの

3 選考方法

- (1) 本賞の選考に当たっては、事務局からの緑化概要の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 選考については上記基準に基づき、応募のあった建築物について次の項目ごとに5点の配点で行う。

選考項目	評価の基準	配点	評価
①緑量	・義務緑化面積以上の緑化がなされているか。 ・多層植栽や壁面緑化を導入するなど視覚的な緑量（ボリュームのある緑）が確保されているか。	5	5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：概ね認められる 2点：やや不十分である 1点：不十分である
②周辺環境との調和	・建築物とのバランス・調和がとれているか ・周辺の景観形成への寄与、周辺環境との調和	5	
③配置・デザイン性	・緑化空間のデザイン性が優れているか。 ・スペースの有効利用等配置に工夫がされているか。	5	
④敷地外部への貢献度	・接道部での緑化がなされているか。 ・周辺から見える緑となっているか、府民が立ち入ることができるなど緑地の利用に配慮されているか。	5	
⑤緑化技術	・先進的な技術を取り入れているか、技術面での工夫はあるか。多種の導入や構成バランス等グレードの高い緑化か。	5	
⑥維持管理	・灌水・排水設備等が適切に配置されているか。 ・メンテナンス・維持管理体制が整っているか。	5	
⑦加点項目 (その他特筆事項)	・生物多様性に配慮した緑化となっているか。 ・上記以外で評価に値する事項がある場合に加点	5	
評価点合計		35	

- (3) 各委員の評価点の合計点数（上記①～⑦の評価点合計）により順位付けを行う。（一次選考）
- (4) 一次選考の評価・順位を踏まえ、二次選考の対象（奨励賞以上）とするものを選定し、その中から、大阪府知事賞、奨励賞、生物多様性賞を選考する。

- ①二次選考の対象の中で、特に優れた取組みを行なったもの⇒大阪府知事賞
- ②大阪府知事賞に準ずる取組みを行なったもの⇒奨励賞
- ③上記受賞施設のうち、特に生物多様性に配慮した取組み行なったもの⇒生物多様性賞

※二次選考の対象とする評価点は、応募数や一次選考の状況を踏まえ、部会での議論により定める。